瑞宝単光章を授ける（以上一月二十五日）

古閑　和之
旭日小綬章を授ける（一月二十五日）

大谷　登　貝原　米森　徳一　肇
川口　一三
瑞宝双光章を授ける（各通）

尾張　貢　堀田　敏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十日）

伊藤　博　宇都宮七　海住　贏彦
小林　浩之　佐藤壽一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）

福田　強　細谷　功　小椋　育郎
遠藤　俊明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十一日）

（京都大学名誉教授）　大矢　勇次郎
瑞宝中綬章を授ける

市川　博　金子　信　坂本　為一
佐藤四五六　中澤　博　仁部　常和
根石　哲夫　林　清一
瑞宝双光章を授ける（各通）

阿部　寛　石谷　嘉之　鹿島　貞雄
小島　幸夫　中西　巖　宮内　辰夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十二日）

（富山大学名誉教授）　吉田　和夫
瑞宝中綬章を授ける

石村　昭夫　奥田　金子　佳孝
久木田利光　児玉　昂三　佐伯　博
櫻井　和彦　杉山　幸遠　相馬　宗雄
尾藤　光則　三好　省三　山口　努
山森　富雄
瑞宝双光章を授ける（各通）

高橋　久作　富田　静雄
中山　雅美　平野　義明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十三日）

加藤　茂　田畑　大　津野田義治
永田　繁次　西原　憲一　八反田輝俊
山田　照夫　渡邊　敏夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（一月二十四日）

中山　昌明
瑞宝小綬章を授ける

加茂　政司　長石　義明
瑞宝双光章を授ける（各通）

渡邉　政義
瑞宝単光章を授ける（以上一月二十五日）

荒武　義信　吉本　三男
瑞宝双光章を授ける（各通）（一月二十六日）

佐藤　功
瑞宝双光章を授ける（一月二十七日）

櫻井　巌
瑞宝双光章を授ける（一月二十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月二十五日クウェート国の国祭日につき、同月二十四日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、二月二十七日ドミニカ共和国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全国（沖縄県を除く）の全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年２月28日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ジェイアール北海道バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、ジェイアールバス東海株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、ジェイアール九州バス株式会社

公　告

諸　事　項

工場財団

埼玉県行田市富士見町一丁目３番地２**森乳業株式会社**の工場財団に埼玉県行田市富士見町一丁目３番地２森乳業株式会社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年２月28日

さいたま地方法務局熊谷支局

東京都中央区日本橋堀留町二丁目９番６号**塩水港精糖株式会社**の工場財団に大阪府泉佐野市住吉町25番地の１塩水港精糖株式会社大阪工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年２月28日　大阪法務局岸和田支局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成23年１月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成23年２月28日

財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成22年４月１日から平成23年１月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	215,775	3,855	
24	パテントレザー等	1,735	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	58,530	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	859,852	2,485	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	80,254	581	
29	履物の一部品目	66,447	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	39,130	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	161,785	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	23,656	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。